

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年10月3日

金曜日

第5432号

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示

1

告示

富山県告示第377号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和7年10月3日

富山県知事 新田 八朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
富山市八尾町島地字明地谷21の1、324、332、336、八尾町中島字明地谷25、26、28の1、32、字大窪坂327、字峠坂398、399	宮崎安道
富山市八尾町島地字明地谷22の3、22の4、24の8、27の5、29の10、316、317、329、345、八尾町中島字明地谷31の2	吉田一美
富山市八尾町島地字明地谷26の2、27の1、27の4、321	山口義春
富山市八尾町中島字明地谷35の3	喜多利春

富山市八尾町細滝字谷口山27の3、27の8、30の4、32 の1	滝森金太郎
-------------------------------------	-------

2 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和7年8月28日農林水産省告示第1296号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、令和7年2月14日富山県告示第53号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

3 森林法第 189条による掲示

令和7年9月24日から富山市役所に掲示した。